

基準 7 出火危険が著しく少ない防火対象物又はその部分に係る消防用設備等の取扱いに関する基準

次に掲げる防火対象物又はその部分のうち、不燃材料で造られ、可燃性物品を収納しないもので、出火の危険がないと認められるもの又は出火の危険が著しく少なく、かつ、延焼拡大のおそれがないと認められるものは、令第 32 条又は条例第 34 条の 15 の規定を適用し、消火器具（規則第 6 条第 1 項の規定により設けられるものに限る。）、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、連結散水設備、連結送水管及び非常コンセント設備を設置しないことができるものとする。

- (1) 倉庫、塔屋部分等で不燃性物件のみを収納するもの
- (2) 浄水場、汚水処理場の建築物で、内部の設置が水管、貯水池又は貯水槽のみであるもの
- (3) プール（プールサイドを含む。）又はアイススケート場等（滑走部分に限る。）
- (4) ジュース、清涼飲料水等の製造工場
- (5) 不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納せず、又は取り扱わないもの